

# ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法(2) —2009年再生可能エネルギー法

山口 和人

## 【目次】

ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法(1)

- I はじめに
- II 統合エネルギー及び気候プログラム要綱の概要
- III 統合エネルギー及び気候プログラムの実現状況概要

翻訳：統合エネルギー及び気候プログラム要綱  
(以上239号)

ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法(2)

—2009年再生可能エネルギー法

- I はじめに
- II 2009年再生可能エネルギー法

翻訳：再生可能エネルギーを優先するための法律(再生可能エネルギー法 - EEG)  
(以上本号)

ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法(3)

(次号以降)

## I はじめに

「ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法(1)」(239号掲載)では、2007年8月24日に連邦政府が策定した29項目の「統合エネルギー及び気候プログラム要綱」(以下「要綱」という)の内容を紹介した。この「要綱」及び2007年12月5日に決定された「統合エネルギー及び気候プログラム」に基づいて、合計21件の法案及び命令案が2段階にわたって連邦議会に提出され、その多くが成立し、施行されている。

以下では、これらの立法措置のうち、主要なものを紹介することとし、特に重要な法律については、その全文を訳出する。

本号においては、2008年10月に全面改正され、2009年1月1日に改正法が施行された「再生可能エネルギー法」(以下、「2009年再生可能エネルギー法」又は「2009年法」という)について、改正の背景、新法の特色及び概要について解説した上で附則以外の全文を訳出する。

なお、この法律は、電力供給に関する「再生可能エネルギー法」であるが、熱供給の領域において、「熱領域における再生可能エネルギー法」が時を同じくして別途制定された。これについては、他の法律とともに、次号以降に稿を改めて紹介する。

## II 2009年再生可能エネルギー法(「要綱」項目2関連)

### 1 2004年法から2009年法へ

再生可能エネルギーの拡充は、連邦政府のエネルギー・気候政策の中で中心的地位を占めているが、その法律的手段が(電力領域における)「再生可能エネルギー法」である。同法は、再生可能エネルギーによって生産した電力を提供しようとするすべての施設に対して系統連系<sup>(注1)</sup>を行うとともに、当該電力を同法に定める補償額を対価として優先的に買い取る義務を配電事業者に対して負わせ、この費用は最終的に電力の小売価格に反映されて最終消費者が負担する仕組みとなっている。連邦環境省(正式名称は連邦環境・自然保護・原子炉安全省)によれば、この法的仕組みは、再生可能エネルギーからの電力生産の促進について、世界的に最も大きな成功を収めた手段であり、これに倣った制度を有する国が40か国を超えるとされている<sup>(注2)</sup>。

ドイツで再生可能エネルギー法が初めて制定されたのは、2000年3月29日の法律(同年4月

1日施行)によってである。この法律は、1991年の「電力供給法」を引き継いだものであるが、2004年7月21日の法律(同年8月1日施行。以下2004年法という)によって全面改正<sup>(注3)</sup>された。

2004年法は、2008年10月31日に公布され、2009年1月1日に施行された「電力分野における再生可能エネルギー法の新たな規律及び関連法令の改正に関する法律」(連邦法律公報第I部2074頁)によって全面改正され、従来の再生可能エネルギー法に代わる新たな再生可能エネルギー法が誕生した。これが2009年法である。

## 2 全面改正の背景

2004年法の施行後ほどなくして、その実績等を踏まえた全面改正への準備が行われていた。その主な要因としては、(1) 2005年の連立協定での取決め、(2) 2007年3月の欧州理事会におけるEUの再生可能エネルギー拡充方針の決定、及び(3) 2004年法の第20条に基づき2007年11月に連邦環境省によって連邦議会に提出された実績報告、の3点を挙げることができる。

### (1) 2005年の連立協定

2005年11月5日、大連立政権の樹立にあたってキリスト教民主同盟(CDU)、キリスト教社会同盟(CSU)及び社会民主党(SPD)の3党が締結した連立協定においては、エネルギー政策に関する取決めの中に再生可能エネルギーについての今後の方針も盛り込まれた。

達成目標については、2004年法の内容(電力供給における再生可能エネルギーの割合を2010年までに少なくとも12.5%に、2020年までに少なくとも20%に上昇させること)が踏襲されていたが、同時に次のような法改正の方針が示されていた。

- ・再生可能エネルギー法を基本構造においては維持するが、同時に個々の補償の経済的効率性について2007年までに検証を行う。その際、補償率、逡減(補償率を年々低減させ

ていくこと)のペース及び補償期間をそれぞれの再生可能エネルギーの発展段階に適合させ、場合によっては新たな重点を設ける。

- ・旧式の風力発電施設の更新(リパワリング)及び洋上風力発電に集中し、そのための枠組となる条件(例えば送電網の拡充)を改善する。
- ・電力集約型産業が信頼できる計算の基礎を得て、その経済的負担が1キロワット時につき0.05セントに制限されるよう、2004年法の苛酷事例(を緩和する)規定を遅滞なく変更する。
- ・(小売価格に上乗せされる)再生可能エネルギー法賦課金の算定方法は透明性があり、かつ拘束力をもつものとし、エネルギー消費者が再生可能エネルギー法上の電力供給の実際<sup>(注4)</sup>の費用のみを負担すれば足りるようにする。

### (2) 欧州理事会の決定

ドイツを議長国として開催された2007年3月9日の欧州理事会は、EUの全エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を、2020年に約20%まで引き上げることを決定した。これ<sup>(注5)</sup>によってドイツは、2004年法の数値目標(後出)をさらに引き上げた貢献をすることが必要となったのである。

### (3) 2007年実績報告

すでに2004年法自体がその第20条で、実績に基づく法の見直しの可能性を予定していた。すなわち同条は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省が、ドイツ連邦議会に対し、2007年12月31日まで及びその後4年ごとに連邦消費者保護・食糧・農業省及び連邦経済・労働省の同意を得て実績報告を行うことを義務づけており、この規定に基づき、2007年11月9日に最初の実績報告書<sup>(注6)</sup>が提出された。この中では、2006年までの実績を踏まえ、2020年までの数値目標を引き上げることをはじめとして、さまざまな項目について2004年法の内容を変更することが勧告された。その主な内容は次のとおりである。

## a) 従来の再生可能エネルギー法の成果

2004年法は、電力供給に占める再生可能エネルギーの比率を2010年までに12.5%以上、2020年までには20%以上とすることを目標として掲げていたが、2007年実績報告によれば、この割合は、2000年の6.3%から2006年の11.6%へと増大し、2007年には13%を超えることが予想された。すなわち、2004年法の最初の目標は、予定より3年早く達成されることになったのである。<sup>(注7)</sup>

## b) エコロジー的効果

実績報告によれば、電力領域における再生可能エネルギーの促進により、2006年には約4400万トン(2005年には約3800万トン)<sup>(注8)</sup>のCO<sub>2</sub>が削減された。熱電併給、排出量取引、環境税の改革、再生可能エネルギーの市場刺激プログラムといった他のいかなる手段も、これに比較しうるCO<sub>2</sub>の削減を実現するには至っていない。<sup>(注9)</sup>

## c) 経済的効果

再生可能エネルギー法は、イノベーション、国内の価値創出及び雇用に対して著しい刺激を与えた。実績報告の分析によれば、2005年に再生可能エネルギーを利用するための施設の設置と稼働から生まれた付加価値は、2005年には181億ユーロ、2006年には229億ユーロに達しており、後者の額のうち、142億ユーロが再生可能エネルギー法によるものとされている。これと関連して、雇用増大の効果も明白であり、再生可能エネルギーの全分野で雇用される者の数は、2004年には約16万人、2006年には約23万6000人に達している。このうち約6割に相当する13万4000人の雇用が、再生可能エネルギー法によるものとされる。一方、このような積極的な雇用創出効果に対して、再生可能エネルギーの促進のための費用から生じる購買力や他の分野の雇用

の喪失を考慮すべきであるが、これらを差し引いたとしても、2006年には、6万7000人から7万8000人の雇用を増加させる効果がみられると結論している。<sup>(注10)</sup>

## d) 実績報告の勧告

実績報告は、2004年法の上述のような成果を踏まえ、その基本構造を維持するとともに、多岐にわたる事項について、法改正の勧告を行っている。それらの勧告の多くは、連邦政府の改正法案に取り入れられ、議会審議での修正を経て、改正法において実現された。<sup>(注11)</sup>

## 3 議会審議の過程

連邦政府の改正法案は、2008年2月18日に連邦議会に提出され、経済・技術委員会及び他の関係委員会に付託されて審査された。これに先立って、法案は、連邦参議院に送られて審議されたが、連邦参議院の修正意見は、連邦政府によってほとんど容れられずに終わった。<sup>(注12)</sup> 2008年5月8日、連邦議会で公聴会が行われ、ここで出された有識者の意見が数多く委員会修正案に反映された。<sup>(注13)</sup><sup>(注14)</sup>

2008年6月6日、連邦議会は委員会修正を取り入れた連邦政府法案を可決し、7月4日、連邦参議院も連邦議会の議決に異議を唱えない旨の議決を行った。<sup>(注15)</sup><sup>(注16)</sup>

こうして成立した改正法は、2008年10月31日に公布され、2009年1月1日に施行された。<sup>(注17)</sup>

## 4 2004年法に対する変更点

以下では、2004年法に対する2009年法の主な変更点について述べる。

## (1) 達成目標の修正

2004年法では、「電力供給における再生可能エネルギーの割合を2010年までに少なくとも12.5%に、2020年までに少なくとも20%に上昇させることに寄与することを目的とする」(第1

条第2項)と規定していた。前述のとおり2007年の実績報告で、2010年の目標は予定より3年早く達成されることが確実となったことや、再生可能エネルギーの新たな拡充目標についてのEUの決定が行われた等の事情により、2009年法では、「電力供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに少なくとも30%にし、それ以後継続的にこの比率を引き上げることを目標とする。」(第1条第2項)と修正された目標が掲げられた。

## (2) 内容上の変更

連邦政府の法案提出理由書によれば、従来の再生可能エネルギー法は、拡充目標の達成の点で国際比較において有効性が実証されている。このため、従来法の基本構造は維持するが、その上で、従来の規定をより有効かつ効率的な規定とする<sup>(注18)</sup>ことを中心とした改正が提案された。特に、各種の再生可能エネルギーについて、補償率及びその逓減率に関する規定の詳細な改正が行われている。

### a) 各種再生可能エネルギーに共通する規定の改正

- ・「施設」、「稼動」、「出力」等の概念について新たな定義を行った(第3条)。
- ・施設管理運営者が電力の直接販売をしようとする場合の要件を明確化した(第17条)。
- ・すべての再生可能エネルギーについて、補償期間を施設の稼動開始時から20年(ただし大規模水力発電施設については15年)に統一した(第21条第2項)。
- ・優遇措置を受ける電力集約的企業及び鉄道会社の情報提供義務が明文で規定された(第44条)ほか、配電事業者の情報提供義務に関する規定を整備し、簡素化した(第45条から第52条)。
- ・連邦系統監督庁の任務を明文で規定した(第61条)。

- ・一連の事項について命令に委任する規定(第64条)を設けることにより、法律の規定を技術的發展に迅速に適合させることを可能にした。

### b) 個別的な改正

#### ・水力発電

水力の利用は、電力供給全体の3.5%程度で停滞を続けており、2006年の発電量は約210億キロワット時であった。この状況に対して、より良好な刺激を与えるため、補償区分を変更して、出力5メガワット以下の施設と出力5メガワット超の施設に分け、前者に対する補償率を引き上げる(第23条第1項及び第2項)とともに、後者については出力増強の認可に対する形式的な制限を撤廃した。また、水力発電の拡充と環境との調和を確保するため、今後、再生可能エネルギー法による補償は、すべての出力階層について、エコロジー的基準に拘束されることとした(第23条第5項)。

#### ・バイオマス

バイオマスから生産された電力は、2000年の41億キロワット時から2006年の180億キロワット時へと4倍以上に増大した。特にバイオガスからの電力の増大が著しい。しかし一方で需要の増大による原料コストの上昇もみられるため、改正法では、2009年以降の補償額の逓減率を旧法の1.5%から1%に縮小した(第20条第2項第5号)。利用効率を改善するため、<sup>(注19)</sup>熱電併給ボーナスを1キロワット時につき2セントから3セントに引き上げた(第27条第4項第3号)。その一方、基本補償額を中小施設については1キロワット時につき0.5セント、大規模施設については1キロワット時につき2セント引き下げた(第27条第1項)。これによって効率

的・分散的な構造が強化されると説明されている。<sup>(注20)</sup>

#### ・風力発電施設

2006年には、全電力供給の5%にあたる310億キロワット時の電力が風力エネルギーによって生産されているが、古い風力発電施設を新しく、より効率的な施設によって代替すること(リパワリング)が望ましいペースで進んでいないとの認識に基づき、地上の風力発電施設のリパワリングを促進するための規定が設けられた(第30条)。

風力発電の生産費は1991年に比して60%低下したとされるが、原料価格の上昇を考慮し、洋上施設以外の補償額の逡減幅は2004年法の2%から1%へ縮小された(第20条第2項第7号b)。

洋上施設についても、コスト上の理由から、その拡充が期待されたほど進んでいないとの理由から、当初補償額を他のEU構成国と同程度の水準に引き上げる一方、その後の補償額は引き下げる改正がなされた(第31条、第20条第7号a)。

#### ・太陽光発電

太陽光発電の普及は急速に進み、2000年の発電量6400万キロワット時から2006年の20億キロワット時へと大幅に増大している。数十億ユーロの額が新たな生産能力に投資され、特に旧東独地域において質の高い労働の場が創出された。この分野では、研究・開発プログラムの進捗により生産コストが大幅に低下したことにより、2009年以降に新設された施設については、年間の逡減率が大幅に引き上げられることになった(第20条第2項第8号)。

#### (3) その他

前述のとおり、従来の再生可能エネルギー法

には、基本的に肯定的な評価が与えられており、その基本構造は、2009年法においても変更されることなく引き継がれている。しかし、2004年法が21条と1つの附則から構成されていたのに対し、2009年法は、66条と5つの附則から成り、詳細化の傾向が著しい。

## 5 改正法のもたらす負担

連邦政府の法案提出理由書は、改正法が経済及び国の財政等にもたらす影響のほか、想定される消費者の負担についても分析している。それによれば、年間約1700キロワット時の電力を消費する平均的な家計においては、再生可能エネルギー法に起因する負担は2006年の月額約1.10ユーロから2015年には、約2.15ユーロへと倍増するが、この額は、2030年には約0.30ユーロまで減少すると予測されている。<sup>(注21)</sup>

### 注

- (1) 系統連系とは、太陽光発電、風力発電、マイクロガスタービン発電など、分散型電源を既存の電力送電ネットワークに接続することをいう。  
清水巖「系統連系」『エネルギーの百科事典』丸善、2001参照。
- (2) Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, *Strom aus Erneuerbaren Energien, Zukunftsinvestition mit Perspektiven*, Juni 2009, S.14.
- (3) 2004年法の制定に至る経緯並びに同法の概要及び翻訳については、渡邊斉志「ドイツの再生可能エネルギー法」『外国の立法』225号, 2005.8, pp.61-86参照。なお、2009年法の訳出にあたっては、当該翻訳を参照し、基本的概念の訳語等については、おおむねその訳例に従った。
- (4) *Gemeinsam für Deutschland. Mit Mut und Menschlichkeit*. Koalitionsvertrag von CDU, CSU und SPD, 11. November 2005, S.51f. <[http://www.bundesregierung.de/Content/DE/\\_Anlagen/koalitionsvertrag,property=publicationFile.pdf](http://www.bundesregierung.de/Content/DE/_Anlagen/koalitionsvertrag,property=publicationFile.pdf)>

(5) Council of the European Union, *Brussels European Council, 8/9 March 2007, Presidency Conclusions*, p.22.

<[http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms\\_Data/docs/pressData/en/ec/93135.pdf](http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/93135.pdf)>

なお、2009年4月6日、EUの閣僚理事会は、気候・エネルギーに関する包括議案を採択したが、その1つとして、再生可能エネルギーの利用について、構成国に応じた目標値を定めるとともに、2020年までにEU全体のエネルギー消費量に占めるその利用率を20%まで引き上げること等を定める指令が採択された。植月献二「【EU】気候-エネルギーに関する包括議案を採択」『外国の立法』239-2号、2009.5, pp4-5参照。当該指令の名称及び官報掲載情報は次の通りである。

Directive 2009/28/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the promotion of the use of energy from renewable sources and amending and subsequently repealing Directives 2001/77/EC and 2003/30/EC. Official Journal of the European Union L 140/16, 5.6.2009.

(6) Unterrichtung durch die Bundesregierung, *Erfahrungsbericht 2007 zum Erneuerbare-Energien-Gesetz*, Deutscher Bundestag, Drucksache16/7119, 9.November 2007.

(7) *ibid* S.4f.

(8) 熱電併給 (Kraft-Wärme-Kopplung) は「コージェネレーション」とも呼ばれ、一般に電力又は動力と熱を併給するシステムをいう。レシプロエンジンやガスタービン、燃料電池などを利用し、電気や動力を分散規模で発生させると同時にその排熱を熱として暖房や冷房に利用するシステムのこと。財団法人国際科学振興財団編『科学大辞典』第2版、2005年「コージェネレーション」の項等参照。

(9) *op.cit.*(6), S.6.

(10) *op.cit.*(6), S.6ff.

(11) Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Neuregelung des Rechts der Erneuerbaren Energien im Strombereich und zur Änderung damit zusammenhängender Vorschriften, Deutscher Bundestag, Drucksache 16/8148, 18. Februar 2008.

(12) Bundesrat, Drucksache 10/08, 15. Februar 2008.

連邦参議院の意見として、一部の再生可能エネルギーについての補償率の引き上げや、連邦政府の「統合エネルギー及び気候プログラム」で予定される諸措置との整合性を検証することなどを内容とする39項目にわたる修正意見が提出された。

(13) Deutscher Bundestag, Drucksache 16/8393, 5. März 2008.

(14) Beschlussempfehlung und Bericht des Ausschusses für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung - Drucksache 16/8148, 16/8393, Deutscher Bundestag, Drucksache 16/9477, 4. Juni 2008.

(15) Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll 16/167, 6. Juni 2008, S.17748ff. 賛成はキリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) 及び社会民主党 (SPD) の両与党会派と野党の左翼党、反対は野党自由民主党 (FDP) で、野党の90年同盟/緑の党は保留した。

(16) Bundesrat, Plenarprotokoll 846, 4. Juli 2008, S.203.

(17) Bundesgesetzblatt, Jg. 2008, Teil I Nr.49, S.2074ff.

(18) *op.cit.*(11), S.28ff.

(19) 熱電併給 (注8参照) を利用して電力を生産する施設に対して支払われる補償の加算額。

(20) *op.cit.*(11), S.29.

(21) *op.cit.*(11), S.31f.

(やまぐち かずと・海外立法情報課)

再生可能エネルギーを優先するための法律(再生可能エネルギー法 - EEG)  
2009年3月28日の法律(連邦法律公報第I部, 643頁)第5条によって最終  
改正された2008年10月25日の再生可能エネルギー法  
(連邦法律公報第I部, 2074頁)

Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien (Erneuerbare-Energien-Gesetz - EEG)  
Erneuerbare-Energien-Gesetz vom 25. Oktober 2008 (BGBl. I S.2074), das durch Artikel 5 des  
Gesetzes vom 28. März 2009 (BGBl. I S.643) geändert worden ist

山口 和人訳

【目次】

第1部 総則	第22条 相殺
第1条 この法律の目的	第2章 補償規定の特則
第2条 適用範囲	第23条 水力
第3条 概念の定義	第24条 廃棄物ガス
第4条 法律上の債務関係	第25条 汚泥ガス
第2部 連系、買取り、伝送及び分配	第26条 坑内ガス
第1章 総則	第27条 バイオマス
第5条 連系	第28条 地熱
第6条 技術上及び運営上の基準	第29条 風力エネルギー
第7条 連系の実施及び利用	第30条 リパワリング風力エネルギー
第8条 買取り、伝送及び分配	第31条 洋上の風力エネルギー
第2章 容量の拡大及び供給管理	第32条 太陽光エネルギー
第9条 系統容量の拡大	第33条 建物上の太陽光エネルギー
第10条 損害の補償	第4部 調整の機構
第11条 供給管理	第1章 連邦での調整
第12条 苛酷事例に関する規定	第34条 送電系統運用者に対する引渡し
第3章 費用	第35条 送電系統運用者による補償
第13条 系統への連系	第36条 送電系統運用者間の調整
第14条 容量の拡大	第37条 供給者に対する再販売
第15条 契約による合意	第38条 事後的修正
第3部 補償	第39条 割賦払い
第1章 補償総則	第2章 電力集約的企業及び鉄道会社のための特 別の調整規定
第16条 補償請求権	第40条 原則
第17条 直接販売	第41条 製造業企業
第18条 補償額の算定	第42条 鉄道会社
第19条 複数の施設からの電力に対する補償	第43条 申立期間及び決定の効果
第20条 逡減	第44条 情報提供義務
第21条 補償の始期及び期間	第5部 透明性

## 第1章 報告及び公表義務

第45条 原則

第46条 施設管理運営者

第47条 配電事業者

第48条 送電系統運用者

第49条 電力供給事業者

第50条 証明書の交付

第51条 連邦系統監督庁の情報

第52条 一般公衆の情報

## 第2章 差額費用

第53条 公示

第54条 通算

## 第3章 出所証明書及び重複販売の禁止

第55条 出所証明書

第56条 重複販売の禁止

## 第6部 権利の保護及び行政庁の手続

第57条 紛争処理機関

第58条 消費者保護

第59条 暫定的権利保護

第60条 海水路の利用

第61条 連邦系統監督庁の任務

第62条 過料規定

第63条 専門的監督

## 第7部 命令への委任、実績報告、経過規定

第64条 命令への委任

第65条 実績報告

第66条 経過規定

附則1 テクノロジー・ボーナス

附則2 次世代原料からの電力に対するボーナス

附則3 熱電併給ボーナス

附則4 熱利用ボーナス

附則5 基準生産量

## 第1部 総則

### 第1条 この法律の目的

(1) この法律の目的は、特に気候及び環境の保護のため、エネルギー供給の持続的な発展を可能にし、長期的な外部効果をも取り込みながらエネルギー供給の国民経済上の費用を削減し、化石燃料資源を温存し、かつ再生可能エネルギーからの電力を生産するための技術の一層の発展を促進することである。

(2) 前項の目的を達成するため、この法律は、電力供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに少なくとも30%にし、それ以後継続的にこの比率を引き上げることを目標とする。

### 第2条 適用範囲

(1) この法律は、次の各号について定める。

1. ドイツの排他的経済水域を含む連邦領域（この法律の適用領域）における、再生可能エネルギー及び坑内ガスから電力を生産する施設を、電力を一般的に供給するための系統に優先的に連系すること
2. 前号にいう電力の配電事業者による優先的な買取り、伝送、分配及び補償
3. 買い取られ、かつ補償された電力の連邦全土での調整

### 第3条 概念の定義

この法律において、

1. 「施設」とは、再生可能エネルギー又は坑内ガスから電力を生産するためのあらゆる設備をいう。専ら再生可能エネルギー又は坑内ガスから生じ、中間的に蓄積されたエネルギーを取り入れ、電力エネルギーに変換する設備もまた、再生可能エネルギー又は坑内ガスから電力を生産するための設備とみなす。
2. 「施設管理運営者」とは、所有権の有無を問わず、再生可能エネルギー又は坑内ガスからの電力生産を目的として施設を利用



- する者をいう。
3. 「再生可能エネルギー」とは、波力エネルギー、潮汐エネルギー、海洋濃度差エネルギー、及び海流エネルギーを含む水力、風力エネルギー、太陽光エネルギー、地熱、バイオガス、バイオマスから生産されたエネルギー(廃棄物ガス及び汚泥ガスを含む)並びに家庭廃棄物及び産業廃棄物の生物学的に分解可能な部分から生産されたエネルギーをいう。
  4. 「発電機」とは、力学的エネルギー、化学エネルギー、熱エネルギー又は電磁的エネルギーを直接電気エネルギーに変換するすべての技術的装置をいう。
  5. 「稼動」とは、当該施設の発電機が再生可能エネルギー、坑内ガス又はその他のエネルギー源によって運転されたかどうかにかかわらず、技術的な運転準備を整えた後に、施設を最初に運転することをいう。
  6. 「施設の出力」とは、施設が、時間的制約なしに規定どおりの運転を行った際に、短時間の僅少な偏差の有無にかかわらず、技術的にもたすことができる有効電力をいう。
  7. 「系統」とは、一般に供給する電力を買い取り、伝送し、かつ分配するための、相互に結合した技術的な設備の総体をいう。
  8. 「配電事業者」とは、電力を一般に供給するためのすべての電圧の系統の管理運営者をいう。
  9. 「洋上施設」とは、海岸線から海上に向かって3海里以上の距離を置いて設置された風力エネルギー施設をいう。連邦海運水路庁発行・縮尺375000分の1地図第2920号「ドイツ北海岸及びこれに接する水域」1994年第12版及び同第2921号「ドイツ東海岸及びこれに接する水域」1994年第12版(原注1)に記載された海岸線を海岸線とする。

10. 「熱電併給による電力」とは、2006年10月31日の命令(連邦法律公報第I部2407頁)第170条によって最終改正された2002年3月19日の熱電併給法(連邦法律公報第I部1092頁)第3条第4項にいう電力であって、熱電併給法第5条にいう施設において生産されたものをいう。
11. 「送電系統運用者」とは、下位の系統に対する地域間の送電に用いられる高圧及び最高圧系統の制御に恒常的に責任を有する配電事業者をいう。
12. 「環境鑑定士」とは、2008年3月17日の法律(連邦法律公報第I部399頁)第11条によって最終改正された2002年9月4日公示の法文における環境監査法(連邦法律公報第I部3490頁)の各々の時点で効力を有する法文において、環境鑑定士又は環境鑑定組織として活動することを認められた個人又は組織をいう。

#### 第4条 法律上の債務関係

- (1) 配電事業者は、この法律から生じる義務の履行を契約の締結にかからせることはできない。
- (2) 第8条第3項の規定を害することなく、施設運営者又は配電事業者の負担において、この法律の規定と異なる定めをすることはできない。

### 第2部 連系、買取り、伝送及び分配

#### 第1章 総則

#### 第5条 連系

- (1) 配電事業者は、再生可能エネルギー及び坑内ガスから電力を生産するための施設を、遅滞なく、優先的に、電圧のレベルに適合し、かつ、施設に対して最短距離となる地点にお

いて、自らの系統に連系する義務を負う(連系点)。ただし、他の系統に技術的及び経済的により適した連系点が存在する場合を除く。既存の連系がなされている土地に存在する1又は複数の施設であつて、総出力30キロワット以下のものについては、当該土地の系統との連系点を最も適した連系点とみなす。

- (2) 施設管理運営者は、電圧レベルに関して適した他のいずれかの系統を選択することができる。
- (3) 配電事業者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該施設に対して他の連系点を割り当てることができる。ただし、第8条第1項の規定による当該施設からの電力の買取りが保障されていない場合は、この限りではない。
- (4) 系統への連系の義務は、電力の買取りが第9条の規定による系統の最適化、強化又は拡充によってはじめて可能となる場合においても存在する。
- (5) 連系点の確定及び第9条の規定による配電事業者の計画に必要である限りにおいて、電力を供給しようとする者及び配電事業者は、そのために必要な資料、特に系統の適合性についての事後的検証が可能な審査に必要な系統のデータを請求により8週間以内に相互に提出しなければならない。

#### 第6条 技術上及び運営上の基準

施設管理運営者は、次の各号に掲げる義務を負う。

1. 出力100キロワットを超える施設に、次に掲げる目的を有する技術上又は運営上の装置を備えること。
  - a) 系統に過剰な負荷がかかった場合に供給サービスを遠隔操作により削減するため
  - b) それぞれの時点での供給の状況を把握

するため

2. 系統との連系点にある風力発電施設が、個別に又は他の施設と共同で第64条第1項第1文第1号にいう命令の要件を満たすことを確実にすること。

#### 第7条 連系の実施及び利用

- (1) 施設管理運営者は、施設の連系並びに計測装置の設置及び計測を含む当該装置の運用を、配電事業者又は専門知識を有する第三者に行わせることができる。
- (2) 連系の実施及び系統の安全に必要なその他の設置は、各々の場合に必要な配電事業者の技術的要件及び2007年12月18日の法律(連邦法律公報第I部2966頁)によって最終改正された2005年7月7日のエネルギー経済法(連邦法律公報第I部1970頁,3621頁)第49条の規定に合致しなければならない。
- (3) 再生可能エネルギー又は坑内ガスからの電力の供給にあたっては、施設管理運営者の利益のために2006年11月1日の低電圧接続令(連邦法律公報第I部2477頁)第18条第2項の規定を準用する。

#### 第8条 買取り、伝送及び分配

- (1) 配電事業者は、第11条の規定を留保して、提供された再生可能エネルギー又は坑内ガスからの電力の全部を遅滞なく、優先的に、買い取り、伝送し、かつ分配する義務を負う。
- (2) 第1項の規定による義務は、当該施設が施設管理運営者又は、第3条第8号にいう配電事業者に該当しない第三者の系統に連系されている場合であつて、電力が商業上の決済によって転売されることにより、当該系統を通じて第3条第7号にいう系統に対して提供されるときにも存在する。
- (3) 第1項の規定による義務は、施設管理運営者及び配電事業者が、第12条の規定を損な

うことなく、当該施設をより適切に系統に統合するため、例外的に優先的な買取りを行わないことを契約において取り決める場合には存在しない。

- (4) 送電系統運用者ではない、受入れを行うべき配電事業者との関係においては、次のいずれかの者が優先的な買取り、伝送及び分配の義務を負う。
- 1 上位の送電系統運用者
  - 2 売渡しの権利を有する配電事業者の系統領域内に国内の送電系統が存在しない場合には、最も近い国内の送電系統運用者
  - 3 特に第2項の規定による提供の場合には、その他のすべての配電事業者

## 第2章 容量の拡大及び供給管理

### 第9条 系統容量の拡大

- (1) 配電事業者は、再生可能エネルギー又は坑内ガスからの電力の買取り、伝送及び分配を保障するため、供給しようとする者の要望により、遅滞なくその系統を技術の現状に応じて最適化させ、強化し、及び拡充する義務を負う。配電事業者は、施設管理運営者の施設が第11条第1項第1文の規定により規制される危険性が生じたときは、遅滞なく施設管理運営者に対して報告する義務を負う。その場合において、当該規制の予想される時点、範囲及び期間を報告しなければならない。配電事業者は、第2文の規定による情報を自己のインターネットサイトで公開し、その際、該当する系統の地域及び危険性の根拠を挙げるものとする。
- (2) 当該義務は、系統の運用に必要な技術的設備の全体及び配電事業者が所有し、又はその所有に帰する途上にある連系施設に及ぶものとする。
- (3) 配電事業者は、その系統の最適化、強化及

び拡充が経済的に期待可能でないときは、これらのことを行う義務を負わない。

- (4) 熱電併給法第4条第6項及びエネルギー経済法第12条第3項の規定による義務は、影響を受けない。

### 第10条 損害の補償

- (1) 配電事業者が、第9条第1項の義務に違反した場合、供給しようとする者は、これによって生じた損害の補償を求めることができる。配電事業者が当該義務違反の責を負わないときは、補償義務は発生しない。
- (2) 配電事業者が第9条第1項の義務を果たしていないとの推定を根拠づける事実が存在する場合には、施設管理運営者は、配電事業者が、系統を技術の現状に応じて最適化させ、強化し、及び拡充する義務を履行したかどうか並びに当該義務をどの程度履行したかについての情報を当該配電事業者に対して求めることができる。当該情報が、前項の規定による請求権の存否の確定に必要な場合には、その提供を拒絶することができる。

### 第11条 供給管理

- (1) 配電事業者は、次に掲げる事項のすべてに該当する場合には、第9条の規定による自己の義務を損なうことなく、自己の系統に連系する、再生可能エネルギー、熱電併給又は坑内ガスからの電力の生産を行うための出力100キロワットを超える施設の規制を行うことができる。
1. 規制を行わなければ当該電力によって各々の系統領域における系統の容量に過大な負荷がかかると想定される場合
  2. 配電事業者が、再生可能エネルギー及び熱電併給によって生産された最大限可能な電力量が一括して買い取られることを保証した場合

3. 配電事業者が、各々の系統地域における供給の現状に関するデータ<sup>(訳注1)</sup>を呼び出した場合第1文の規定による施設の規制は、第9条にいう措置の終了までの過渡期の間においてのみ、行うことができる。

- (2) 2005年7月7日のエネルギー経済法第13条第1項及び第14条第1項の規定による権利は、前項の規定による措置が電気供給システムの安全性及び信頼性を確保するのに十分でない限りにおいて、再生可能エネルギー、熱電併給又は坑内ガスからの電力の生産を行うための施設の管理運営者に対して引き続き存在する。
- (3) 配電事業者は、自己の施設が第1項の規定による措置の対象となった施設管理運営者の照会に応じて、4週間以内に当該措置の必要性に関する証拠を提出する義務を負う。当該証拠は、専門知識を有する第三者が、それ以上の情報を得ることなく当該措置の必要性を事後に検証することができるようにするものでなければならない。この目的のため、特に第1項第1文第3号の規定によって収集したデータを提出しなければならない。

## 第12条 苛酷事例に関する規定

- (1) 自己の系統に第11条第1項の規定による規制の必要性の原因が存する配電事業者は、第11条第1項の規定による措置によって供給を行うことができなかつた施設管理運営者に対し、取り決めた範囲において補償を行う義務を負う。取決めがなされていない場合には、支出を免れた費用を差し引いた逸失分の補償及び熱収益を償還しなければならない。
- (2) 配電事業者は、当該措置が必要であつた場合で、自己が当該費用の発生に責を負わない限りにおいて、第1項の規定による費用を、系統の対価を算出する際に計上することができる。配電事業者は、当該系統の最適化、強

化及び拡充のためのすべての可能性を尽くさなかつた場合には特に、当該費用の発生に責を負うものとする。

- (3) 施設管理運営者の配電事業者に対する損害賠償請求権は、影響を受けない。

## 第3章 費用

### 第13条 系統への連系

- (1) 再生可能エネルギー又は坑内ガスから電力を生産するための施設を第5条第1項又は第2項の規定による連系点において連系するために必要な費用及び供給又は購入された電力を把握するため必要な測定装置に必要な費用は、施設管理運営者が負担するものとする。
- (2) 配電事業者が第5条第3項の規定による施設に対して別の連系点を指定した場合には、配電事業者は、これによって生じる超過費用を負担しなければならない。

### 第14条 容量の拡大

系統の最適化、強化及び拡充の費用は、配電事業者が負担するものとする。

### 第15条 契約による合意

- (1) 配電事業者は、第8条第3項の規定による取決めの結果発生した費用を、証明された範囲において、系統利用の対価の査定の際に算入することができる。
- (2) 当該費用は、エネルギー経済法の規定の定める基準により、規制官庁による効率性の審査に服するものとする。

## 第3部 補償

### 第1章 補償総則

### 第16条 補償請求権

- (1) 配電事業者は、施設管理運営者に対し、専ら再生可能エネルギー又は坑内ガスを使用する施設において生産された電力に関する補償を少なくとも第18条から第33条までの規定に従って行わなければならない。
- (2) 電力の補償義務は、第64条第1項第1文第9号の規定による施設登録簿が備え置かれた後は、施設管理運営者が当該施設の施設登録簿への登録を申請した場合に限り成立する。第32条及び第33条の規定による施設によって生産された電力については、補償義務は、第1文の規定にかかわらず、施設管理運営者が当該施設の所在地及び出力を連邦系統監督庁に対して申告した場合に限り成立する。第51条第3項第1文の規定を準用する。
- (3) 第1項の規定による義務は、電力が中間的に蓄積された場合にも成立する。
- (4) ある施設によって生産された電力についての補償請求権を行使する施設管理運営者は、その時点以降、当該施設において生産され、次に掲げる要件を満たすすべての電力を系統に供給し、配電事業者を使用させる義務を負う。
  - a) 当該電力に対して補償請求権が成立する根拠があること。
  - b) 施設管理運営者が自ら使用する電力でないこと。
  - c) 一般に対する供給のためのものではない施設管理運営者の系統に直接連系する第三者によって使用される電力でないこと。
- (5) 第1項から第3項までの規定による義務は、電力を直接市場に提供した施設管理運営者に対しては、当該施設管理運営者が、第17条第2項又は第3項の規定による義務を遵守した場合に限り成立する。
- (6) 施設管理運営者が第6条の規定による義務を履行しない限り、補償請求権は成立しない。

## 第17条 直接販売

- (1) 施設管理運営者は、当該施設において生産した電力を第三者に譲渡する旨を、譲渡を行おうとする月の前月の開始前までに配電事業者へ届け出た場合には、暦月ごとにこれを行うことができる(直接販売)。第16条の規定による補償請求権は、当該暦月全体にわたり、当該施設において生産されたすべての電力について消滅する。電力が直接販売される期間は、第21条第2項の規定による補償期間に参入する。
- (2) 施設管理運営者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、第1項第2文の規定にかかわらず、当該施設において生産された電力の一定割合を暦年ごとに直接販売し、残余の部分について第16条の規定による補償を請求することができる。
  1. 前の暦月の開始前に、配電事業者に対して直接販売を行おうとする電力の比率を届け出たこと。
  2. 当該比率を常に遵守したことを証明できること。
- (3) 第1項の規定により電力を直接販売した施設管理運営者は、前の暦月の開始前に、義務を負う配電事業者に対してこの旨を届け出た場合には、第16条の規定による補償請求権を次の暦月において再度行使することができる。

## 第18条 補償額の算定

- (1) 施設の出力に応じて支給される補償の額は、当該施設の出力の各区分の比率に応じ、それぞれの場合に適用される境界値に比例して決定する。<sup>(訳注2)</sup>
- (2) 第23条から第28条までの規定における境界値への分類については、第3条第6号の規定にかかわらず、各暦年において第8条の規定により買い取られた電力量の総計を、当該施設による再生可能エネルギーからの最初の電力生産の前及び当該施設の最終的な稼働停

止の後の期間を除いた各暦年における時間数の総計で除した商を、第1項にいう出力とみなす。

(3) 補償額には、売上税を含まない。

#### 第19条 複数の施設からの電力に対する補償

(1) 次に掲げる要件をすべて満たす場合には、複数の施設は、所有関係にかかわらず、かつ、専ら直近に稼動を開始した発電機に対する補償の査定の目的のため、1つの施設とみなす。

1. 当該複数の施設が同一の土地又は空間的に隣接する位置にあること。
2. 当該複数の施設が同種の再生可能エネルギーから電力を生産していること。
3. 当該複数の施設において生産された電力が、この法律の定めるところにより、当該施設に応じて補償を受けること。
4. 当該複数の施設が、連続する12暦月内に稼動を開始したこと。

(2) 施設管理運営者は、同種の再生可能エネルギーを使用する複数の発電機から生産された電力を、1つの共同の計測装置によって測定することができる。この場合において、補償額の算定にあたっては、前項の規定を留保して、個別の施設の出力を基準とする。

(3) 異なる補償額が算定される複数の風力発電施設から生産された電力が、1つの共同の計測装置によって算定される場合には、当該風力発電施設に対する電力量の配分は、その都度の表示成果に比例して行うものとする。

#### 第20条 逡減

(1) 第23条から第33条までの規定による補償額及びボーナスは、第66条の規定を損なうことなく、2009年12月31日以前に稼動を開始した施設に適用する。2010年以後に稼動を開始した施設に対しては、当該補償額及び

ボーナスは、第2項、第2a項及び第3項の定める基準により、年々低減するものとする。第2文の規定により各々の暦年において算定される補償額及びボーナスは、第21条の規定による補償期間全体について適用する。

(2) 補償額及びボーナスが年々低減する比率は、次の各号のとおりとする。

1. 5メガワットを超える出力を有する施設から生産された水力(第23条第3項)については1.0%
2. 廃棄物ガス(第24条)については1.5%
3. 汚泥ガス(第25条)については1.5%
4. 坑内ガス(第26条)については1.5%
5. バイオマス(第27条)については1.0%
6. 地熱(第28条)については1.0%
7. 風力エネルギー
  - a) 洋上施設(第31条)については、2015年以降5.0%
  - b) その他の施設(第29条)については、1.0%
8. 太陽光エネルギー
  - a) 第32条の規定による施設については、
    - aa) 2010年は10.0%
    - bb) 2011年以降は9.0%
  - b) 第33条の規定による施設については、
    - aa) 出力100キロワットまでは
      - aaa) 2010年は8.0%
      - bbb) 2011年以降は9.0%
    - bb) 出力100キロワットを超える部分は、
      - aaa) 2010年は10.0%
      - bbb) 2011年以降は9.0%

(2a) 第2項第8号の規定による比率は、

- a) 前年の9月30日の時点で、これに先立つ12月の間に連邦系統監督庁において第16条第2項第2文の規定により登録された施設の出力が次に掲げる出力を上回る場合には、1.0ポイント引き上げる。
  - aa) 2009年に1,500メガワット

- bb) 2010年に1,700メガワット
- cc) 2011年に1,900メガワット
- b) 前年の9月30日の時点で、これに先立つ12月の間に連邦系統監督庁において第16条第2項第2文の規定により登録された施設の出力が次に掲げる出力を下回る場合には、1.0ポイント引き下げる。
  - aa) 2009年に1,000メガワット
  - bb) 2010年に1,100メガワット
  - cc) 2011年に1,200メガワット

連邦系統監督庁は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省及び連邦経済・技術省の同意を得て、第2項第8号と関連する本項第1文の規定により翌年について効力を有する百分比率及び当該比率から帰結される補償率を10月31日までに連邦官報に公示するものとする。

- (3) 年間の補償額及びボーナスは、第1項及び第2項の規定による計算法に従い、小数点以下第3位を四捨五入する。

### 第21条 補償の始期及び期間

- (1) 補償は、発電機が最初に専ら再生可能エネルギー若しくは坑内ガスから電力を生産し、かつ第8条第1項若しくは第2項の規定によりこれを系統に供給した時点、又は当該電力が第33条第2項の規定により、初めて消費された時点以降、支払わなければならない。
- (2) 補償は、稼動開始年を含む20暦年について支払わなければならない。第1文の規定にかかわらず、第23条第3項の規定による施設からの電力に関する補償は、稼動開始年を含む15暦年について支払わなければならない。第1文又は第2文の規定による期間の始期は、当該発電機が再生可能エネルギー、坑内ガス又はその他の燃料のいずれを使用しているかにかかわらず、発電機の稼動開始の時点とする。
- (3) 次条以降に別段の定めがない限り、発電機

又はその他の技術的若しくは建築的部分の交換は、前項第2文の規定による期間の新たな開始又は延長をもたらさない。

### 第22条 相殺

- (1) 第16条の規定による施設運用者の補償請求権を配電事業者の請求権によって相殺することは、配電事業者の当該請求権について争いがなく、又は確定判決によって当該請求権が確定している場合に限り、これを行うことができる。
- (2) 低電圧接続令第23条第3項の相殺禁止は、この法律の規定による請求権との間の相殺については適用しない。

## 第2章 補償規定の特則

### 第23条 水力

- (1) 水力による電力であって、出力5メガワット以下の施設において生産されたものについては、補償額は次の各号のとおりとする。
  1. 施設の出力500キロワットまでは、1キロワット時につき12.67セント
  2. 施設の出力2メガワットまでは、1キロワット時につき8.65セント
  3. 施設の出力5メガワットまでは、1キロワット時につき7.65セント
- (2) 水力による電力であって、2008年12月31日以前に稼動を開始し、2009年1月1日以後に現代化された出力5メガワット以下の施設において生産されたものについては、補償額は次の各号のとおりとする。
  1. 施設の出力500キロワットまでは、1キロワット時につき11.67セント
  2. 施設の出力5メガワットまでは、1キロワット時につき8.65セント

(訳注4) 第1文の規定による補償請求権は、当該現代化が完了した年を含めて20年間存続する。

- (3) 水力による電力であって、出力5メガワットを超える施設において生産されたものについては、補償額は次の各号のとおりとする。
1. 施設の出力500キロワットまでは、1キロワット時につき7.29セント
  2. 施設の出力10メガワットまでは、1キロワット時につき6.32セント
  3. 施設の出力20メガワットまでは、1キロワット時につき5.8セント
  4. 施設の出力50メガワットまでは、1キロワット時につき4.34セント
  5. 施設の出力50メガワットを超える部分については、1キロワット時につき5.8セント
- (4) 水力による電力であって、2008年12月31日以前に稼動を開始し、2009年1月1日以後に現代化され、かつ現代化の後に、より高い出力を示している出力5メガワットを超える施設において生産されたものについては、出力の増大分に相当する電力について第2項第2文及び第3項の規定を準用する。<sup>(訳注5)</sup> 当該施設が2008年12月31日以前に5メガワット以下の出力であった場合には、当該出力部分に相当する電力について、従来適用された規定による補償に対する請求権が引き続き存在する。
- (5) 第1項から第4項までの規定は、次のいずれの要件をも満たす場合に限り適用する。
1. 電力が、第16条第3項の規定を損なうことなく、貯水池式発電所から取得されなかった場合
  2. 施設の設置又は現代化の後に、良好なエコロジータン状態が達成されたか、又はエコロジータン状態が従来の状態に対して本質的に改善されたことが証明される場合。エコロジータン状態の本質的改善は、関係する措置が、各々の管理上の目標を尊重した上で、個別に又は結合して良好なエコロジータン状態を達成するために必要である限りにおいて、原則として次に掲げるいずれかの事項が本質的に改善されたか、又は浅い水域が設定され、水流若しくは岸の蛇行が結合された場合に存在する。

て、原則として次に掲げるいずれかの事項が本質的に改善されたか、又は浅い水域が設定され、水流若しくは岸の蛇行が結合された場合に存在する。

- a) 貯水池の管理
- b) 生物学的一貫性
- c) 最低限度の流水
- d) 固形物質の管理
- e) 水辺の構造

次に掲げるものを、第2文と関連する第1文第2号の要件の証明と見なす。<sup>(訳注6)</sup>

1. 第1項及び第3項の規定による施設については、水力利用許可書の呈示
  2. 第2項及び第4項の規定による施設については、所轄の水利官庁又は環境鑑定士の証明書<sup>(訳注6)</sup>の呈示。現代化が新たな水力利用許可を必要とした場合は、当該許可を証明と見なす。
- (6) 以上のほか、第1項及び第3項の規定は、当該施設が次に掲げるいずれかの態様で設置された場合に限り適用する。
1. 全部若しくは一部が既に存在し、又は水力発電以外の目的を優先して新たに設けられる閘門若しくは水門と近接して設置されていること。
  2. 流水路を遮断する建造物を設けていないこと。

## 第24条 廃棄物ガス

- (1) 廃棄物ガス変換発電施設によって生産された電力に対する補償額は、次の各号のとおりとする。
1. 施設の出力500キロワットまでは、1キロワット時につき9.0セント
  2. 施設の出力5メガワットまでは、1キロワット時につき6.16セント
- (2) ガス系統から取得したガスは、取得した量が、暦年の終わりにおいて、この法律の適用



範囲における他の場所でガス系統に供給された廃棄物ガスの量に熱換算で対応している範囲で、廃棄物ガスとみなす。

- (3) 第1項の規定による補償額は、附則1の定める基準による革新的テクノロジーによって生産された電力については、これを引き上げる(テクノロジー・ボーナス)。

## 第25条 汚泥ガス

- (1) 汚泥ガスから生産された電力に対する補償額は、次の各号のとおりとする。
1. 施設の出力500キロワットまでは、1キロワット時につき7.11セント
  2. 施設の出力5メガワットまでは、1キロワット時につき6.16セント
- (2) ガス系統から取得したガスは、取得した量が、暦年の終わりにおいて、この法律の適用範囲における他の場所でガス系統に供給された汚泥ガスの量に熱換算で対応している範囲で、汚泥ガスとみなす。
- (3) 第1項の規定による補償額は、附則1の定める基準による革新的テクノロジーによって生産された電力については、これを引き上げる(テクノロジー・ボーナス)。

## 第26条 坑内ガス

- (1) 坑内ガスから生産された電力に対する補償額は、次の各号のとおりとする。
1. 施設の出力1メガワットまでは、1キロワット時につき7.16セント
  2. 施設の出力5メガワットまでは、1キロワット時につき5.16セント
  3. 施設の出力5メガワットを超える部分については、1キロワット時につき4.16セント
- (2) 補償義務は、当該坑内ガスが、稼動中又は休止中の鉱山の採掘所に由来する場合に限り成立する。
- (3) 第1項の規定による補償額は、附則1の定

める基準による革新的テクノロジーによって生産された電力については、これを引き上げる(テクノロジー・ボーナス)。

## 第27条 バイオマス

- (1) 第64条第1項第1文第2号の規定により制定されるバイオマス令にいうバイオマスから生産された電力に対する補償額は、次の各号のとおりとする。
1. 施設の出力150キロワットまでは、1キロワット時につき11.67セント
  2. 施設の出力500キロワットまでは、1キロワット時につき9.18セント
  3. 施設の出力5メガワットまでは、1キロワット時につき8.25セント
  4. 施設の出力20メガワットまでは、1キロワット時につき7.79セント
- 植物油メチルエステルは、点火剤及び燃焼剤として必要な限りにおいて、バイオマスとみなす。
- (2) ガス系統から取得したガスは、取得した量が、暦年の終わりにおいて、この法律の適用範囲における他の場所でガス系統に供給された、バイオマスから生産されたガスの量に熱換算で対応している範囲で、バイオマスとみなす。

- (3) 次の各号に掲げる電力についての補償請求権は、各号に規定する要件の下で成立する。
1. 出力5メガワットを超える施設によって生産された電力については、当該電力が附則3の定める基準による熱電併給において生産される場合に限る。
  2. 第64条第1項第1文第2号の規定により制定されるバイオマス令にいうバイオマスとともに、それ以外のバイオマスを使用する施設によって生産された電力については、施設管理運営者が、使用されている原料の種類、量及び単位、出所並びに1単位

当たりのより低い発熱量に関する記載及び  
証明文書を付した使用原料日誌により、い  
ずれのバイオマスを使用したかを証明する  
場合に限る。

3. 第2項にいうガス系統から取得したガス  
を使用する施設によって生産された電力に  
ついては、当該電力が附則3の定める基準  
による熱電併給において生産される場合  
に限る。

(4) 第1項に規定する電力に対する補償額は、  
次に掲げる電力に対しては増額される。

1. 附則1の定める基準による革新的テクノ  
ロジーによって生産される電力(テクノ  
ロジー・ボーナス)

2. 附則2の定める基準による次世代原料又  
は水肥から生産される電力(次世代原料に  
対するボーナス)

3. 附則3の定める基準による熱電併給に  
よって生産される電力については、1キロ  
ワット時につき3.0セント(熱電併給ボー  
ナス)

(5) 嫌気性発酵によって取得したガス(バイオ  
ガス)を使用する施設であって、連邦環境汚  
染防止法の規定により認可を必要とするもの  
によって生産された電力については、2002年  
7月24日の大気清浄性維持のための技術的  
手引き(GMBL S.511)の排出量最小化要件に  
合致するホルムアルデヒドの限界値が遵守さ  
れ、かつこのことが所管官庁の証明書によっ  
て証明される場合には、第1項第1号及び第2  
号に規定する補償額は、各々1キロワット時  
につき1.0セント引き上げる。第1文の規定  
は、第2項にいうガス系統から取得したガス  
を使用する施設には適用しない。

## 第28条 地熱

(1) 地熱から生産された電力に対する補償額  
は、次の各号のとおりとする。

1. 施設の実出力10メガワットまでは、1キロ  
ワット時につき16.0セント

2. 施設の実出力10メガワットを超える部分に  
ついては、1キロワット時につき10.5セン  
ト

(1a) 第1項の規定による電力であって、2015年  
12月31日以前に稼動を開始した施設によっ  
て生産されたものについては、補償額は、  
各々1キロワット時につき4.0セント引き上  
げる。

(2) 第1項第1号の規定による電力であって、  
附則4により、熱利用との結合によって生産  
されるものについては、補償額は、各々1キ  
ロワット時につき3.0セント引き上げる(熱  
利用ボーナス)。

(3) 第1項第1号の規定による電力であって、  
岩石熱利用によっても生産されるものについ  
ては、補償額は、各々1キロワット時につき  
4.0セント引き上げる。

## 第29条 風力エネルギー

(1) 風力エネルギー施設によって生産された電  
力に対する補償額は、1キロワット時につき  
5.02セントとする(基本補償額)。

(2) 第1項の規定にかかわらず、当該施設の稼  
動後最初の5年間においては、補償額は、1  
キロワット時につき9.2セントとする(当初  
補償額)。この期間は、当該施設の生産量が  
基準生産量の150%を0.75%下回るごとに2月  
ずつ延長する。基準生産量は、この法律の  
附則5の定めるところによる基準施設の計算  
上の生産量である。2013年12月31日以前に  
稼動を開始した風力エネルギー施設につい  
ては、当該施設が稼動開始時以降、第64条第1  
項第1文第1号の規定による命令の要件を満  
たしていることが証明される場合には、当初  
補償額は、1キロワット時につき0.5セント引  
き上げる(システムサービス・ボーナス)。

- (3) 第16条第1項及び第3項の規定にかかわらず、配電事業者は、施設管理運営者が配電事業者に対して、当該施設が計画された立地において基準生産量の60%以上の生産をあげることができることを当該施設の稼働前に証明しなかった場合には、50キロワットを超える出力を有する施設によって生産された電力について補償を行う義務を負わない。
- (4) 第3項の規定による証明は、配電事業者の同意を得て発注され、この法律の附則5の規定に従って作成された専門家の鑑定書を提出することによって行わなければならない。配電事業者が施設管理運営者の請求後4週間以内に同意を与えないときは、第57条に規定する紛争解決機関が、社団法人風力エネルギー促進協会 (FGW) の意見を徴した後、専門家を決定する。鑑定費用は、施設管理運営者及び配電事業者が折半して負担する。

### 第30条 リパワリング風力エネルギー

同一又は隣接の郡において、一又は複数の既存の施設を終局的に代替する風力発電施設 (リパワリング施設) であって、次の要件をいずれも満たすものによって生産された電力に対する当初補償額を、1キロワット時につき0.5セント引き上げる。

1. 代替された施設の10年以上後に稼働を開始したこと
  2. 当該施設の出力が代替された施設の出力の2倍以上5倍以下であること
- その他については第29条の規定を準用する。第29条第3項の規定による証明義務は、すでに相応する証明が行われた施設を同一の所在地において代替する施設については、適用しない。第21条第2項の規定は影響を受けない。

### 第31条 洋上の風力エネルギー

- (1) 洋上施設によって生産された電力に対する

補償額は、1キロワット時につき3.5セントとする (基本補償額)。

- (2) 当該施設の稼働開始後最初の12年間においては、補償額は、1キロワット時につき13.0セントとする (当初補償額)。2015年12月31日以前に稼働を開始した施設については、第1文の規定による当初補償額は、1キロワット時につき2.0セント引き上げる。第1文及び第2文の規定による当初補償の期間は、海岸から12海里以上離れており、かつ水深20メートル以上の地点に設置された施設によって生産された電力については、12海里を超える距離1海里につき0.5月、20メートルを超える水深1メートルにつき1.7月ずつ延長する。
- (3) 第1項及び第2項の規定は、2005年1月1日以降にドイツの排他的経済水域又は、連邦自然保護法第33条第2項と関連する同法第38条の規定若しくは州法の規定により自然及び景観保護区域に指定された沿岸海域において設置することが認可された洋上施設において生産された電力には適用しない。第1文の規定は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省が欧州委員会に対して欧州共同体にとって重要な区域又は欧州野鳥保護区域として指定した区域についても、当該区域が保護下に置かれるまでの間適用する。

### 第32条 太陽光エネルギー

- (1) 太陽光エネルギーから電力生産を行うための施設によって生産された電力に対する補償額は、1キロワット時につき31.94セントとする。
- (2) 施設が、太陽光エネルギーからの電力生産以外の目的を優先して設置された建築上の施設に接していないか、又はその上に設置されていない場合には、配電事業者の補償義務は、次に掲げるいずれかの場合にのみ存在する。

1. 当該施設が2014年12月31日以前に、2006年12月21日の法律(連邦法律公報第I部3316頁)第1条により最終改正された2004年9月23日公示の各々の時点で効力を有する法文における建設法典(連邦法律公報第I部2414頁)第30条にいう地区詳細計画(Bebauungsplan)の適用範囲に設置された場合
  2. 当該施設が2014年12月31日以前に、建設法典第38条第1項の規定による手続がこれに対して実施された土地に設置された場合
- (3) 少なくとも太陽光エネルギーからの電力生産をも目的として2003年9月2日以後策定又は変更された地区詳細計画の適用範囲に設置された施設で、第2項の規定によるものについては、配電事業者の補償義務は、次に掲げるいずれかの場合にのみ存在する。
1. 当該施設が、地区詳細計画の作成又は修正に関する決定が下された時まで、既に浸透防止措置が施された土地にある場合
  2. 当該施設が、経済的利用又は軍事的利用から転換された土地にある場合
  3. 当該施設が、地区詳細計画で当該施設を設置することが予定されており、かつ、当該地区詳細計画の作成又は修正の決定が下される以前の3年間に農地として利用された緑地にある場合

### 第33条 建物上の太陽光エネルギー

- (1) 専ら建物又は遮音壁に接して、又は、その上に設置されている太陽光エネルギーから電力生産を行うための施設によって生産された電力に対する補償額は、次の各号のとおりとする。
1. 施設の出力30キロワットまでは、1キロワット時につき43.01セント
  2. 施設の出力100キロワットまでは、1キロワット時につき40.91セント
  3. 施設の出力1メガワットまでは、1キロ

ワット時につき39.58セント

4. 施設の出力1メガワットを超える部分については、1キロワット時につき33.0セント
- (2) 第1項第1号の規定による施設であって、設定された出力30キロワットまでのものによって生産された電力については、施設管理運営者又は第三者が、当該電力を当該施設に近接した場所において自ら使用し、かつこれを証明する場合には、補償額は、1キロワット時につき25.01セントに引き下げる。
- (3) 建物とは、独立して使用可能で、屋蓋を有する建築上の施設であって、人が立ち入ることができ、かつ、人、動物又は物の保護を優先的な用途とするものをいう。

## 第4部 調整の機構

### 第1章 連邦での調整

#### 第34条 送電系統運用者に対する引渡し

配電事業者は、第16条の規定により補償された電力を遅滞なく上位の送電系統運用者に対して引き渡す義務を負う。

#### 第35条 送電系統運用者による補償

- (1) 上位の送電系統運用者は、配電事業者により第16条の規定により補償された電力量の補償を、第18条から第33条の規定に準拠して行う義務を負う。
- (2) 2008年4月8日の命令(連邦法律公報第I部693頁)第3a条によって最終改正された2005年7月25日の電力系統利用料令(連邦法律公報第I部2225頁)の各々の時点で効力を有する法文における第18条第2項及び同第3項の規定に従って算出された、支払いを要しなかった系統利用の対価は、補償額から控除しなければならない。第8条第4項第2号の規定を準用する。

**第36条 送電系統運用者間の調整**

- (1) 送電系統運用者は、第16条の規定により補償された電力量の、それぞれに異なる範囲及び時間的な推移並びに補償支払額を把握し、電力量を遅滞なく相互に暫定的に調整し、並びに、補償支払額を第2項の規定を基準として通算する義務を負う。
- (2) 送電系統運用者は、毎年7月30日までに、自らが前年に第8条又は第34条の規定により買い取り、第16条又は第35条の規定により補償し、及び前項の規定により暫定的に調整した電力量並びに、電力供給事業者が当該送電系統運用者の事業展開地域において前年に最終消費者に提供した総電力量に対して当該電力量が占める割合を調査する。
- (3) 平均値を上回る量の買い取りを行った送電系統運用者は、他の送電系統運用者に対し、当該送電系統運用者が平均値に対応する電力量を買い取るまで、第16条から第33条までの規定による買い取り及び補償を請求する権利を有する。
- (4) 送電系統運用者は、自己の系統に属する電力供給事業者に対して電力を提供する義務を負う。

**第37条 供給者に対する再販売**

- (1) 電力を最終消費者に供給する電力供給事業者は、当該電力供給事業者に対し恒常的な責任を負っている送電系統運用者によって第35条の規定により買い取られ、かつ補償された電力を、適時に公表され、第16条と結びついた第8条の規定により実際のものとはほぼ等しい値に調整された電力買取量を基準として、買い取り、かつ補償する義務を負う。この規定は、自らが供給する電力の総量の50%以上が第23条から第33条までの規定という電力である電力供給事業者には適用しない。
- (2) 第1項の規定により買い取られることを要

する割合は、各電力供給事業者が供給する電力量に対応し、各電力供給事業者が相対的に等しい割合を受けるように定めなければならない。当該割合は、第16条の規定により補償された総電力の、最終消費者に販売された総電力に対する比率に応じて決定される。

- (3) 第1項にいう補償の額は、第16条の規定により、すべての配電事業者によって、キロワット時単位で、当該四半期の二期前の四半期に支払われた補償額の予測平均値から、第35条第2項の規定により支払いを要しなかった系統利用の対価を控除して算出する。
- (4) 送電系統運用者は、第36条の規定による調整の結果発生する第1項の規定による電力供給事業者に対する請求権を、電力供給を行った翌年の8月31日までに行使する義務を負う。電力量と補償額との実際の調整は、翌年の9月30日までに、月割により行われる。
- (5) 第1項の規定により買い取られた電力は、当該電力が、再生可能エネルギーから生産された電力又はこれに類する電力として販売される限りにおいて、第3項の規定により支払われた補償額を下回る額で販売してはならない。
- (6) 電力供給事業者以外の第三者から電力を入手した最終消費者は、電力供給事業者と同等とする。

**第38条 事後的修正**

本案訴訟での裁判所の確定判決又は第36条第1項若しくは第37条第4項の規定による通算を行った後に下されたその他の執行力ある債務名義により、通算の電力量又は補償額に変更が生じた場合には、この変更は、次に通算を行う際に考慮しなければならない。

**第39条 割賦払い**

見込まれる補償額の調整は、相応の範囲で月割により行わなければならない。

## 第2章 電力集約的企業及び鉄道会社のための 特別の調整規定

### 第40条 原則

- (1) 連邦経済・輸出管理庁は、申立てにより、電力購入機関のために、電力供給事業者によって電力消費量の多い製造業の電力集約企業又は鉄道会社である最終消費者に再販される、第37条の規定による電力量の割合を制限する。この制限は、この法律の目的が損なわれず、かつ、電力消費者全体の利益に適合する限りにおいて、当該企業の電力に関する費用を低減させ、それによってその国際的及び協同輸送における競争力を維持するために行う。
- (2) 持分に応じて再提供される電力量を制限するために、電力購入機関に適用される数値が百分比で定められる。当該百分比は、この百分比の産物である、翌年に予想される第37条第3項の規定による補償額と翌年に予想される平均的電力購入費用との差額が1キロワット時につき0.05セントとなるよう、すべての申立人について統一的に定めなければならない。特に、定期取引市場における平均的電力購入費用を平均的に予想される電力費用とみなす。

### 第41条 製造業企業

- (1) 製造業企業においては、直前の事業年度に次に掲げる事実が証明された限りにおいてのみ、制限が行われる。
  1. 第37条第1項の規定により電力供給事業者が購入し、その後、電力購入機関において自ら消費された電力が10ギガワット時を超えたこと。
  2. 連邦統計庁の部門別統計4、シリーズ4.3(原注2) (ヴィースバーデン2007) の定義による企業の総付加価値に対する電力費用の割合が

15%を超えたこと。

3. 第37条の規定による電力量が、持分に応じて当該企業に再販売され、かつ当該企業が電力を自ら消費したこと。
  4. エネルギー消費及びその減少の可能性を調査し、かつ評価する証明が行われたこと。
- (2) 第1項第1号から第3号までに規定する要件は、電力供給契約及び直前の終了した事業年度に対する電力勘定並びに直前の終了した事業年度に対する年次決算に基づく公認会計士又は宣誓した会計士の証明書によって証明しなければならない。第1項第4号に規定する要件は、証明機関の証明書によって証明しなければならない。
    - (2a) 前年の7月1日以後に新規に設立された企業は、第1項の規定にかかわらず、設立以後の期間についてのデータを提出することができる。第2項の規定を準用する。新規に設立された企業とは、組織変更によることなく成立したもののみをいう。電力が生産又は輸送業務の目的で初めて購入された時点を新規設立の時点とみなす。
  - (3) 第40条の規定による制限は、第1項第1号にいう電力の購入量が100ギガワットを下回るか、又は総付加価値に対する電力費用の割合が20%を下回っている企業については、直前の事業年度において当該の電力購入機関が買い取り、かつ自ら消費した電力の10%を超える部分についてのみ行い、当該事実の証明は、第2項の規定を準用して行わなければならない。企業が優遇措置の期間内に、複数の電力供給事業者から電力の供給を受けている場合には、第40条第2項の規定による制限は、それぞれの電力供給事業者が、最終消費者としての当該電力購入機関に供給している電力量を基準として、持分に応じて、それぞれの電力供給事業者に適用する。当該企業は、持分の算出に必要な情報を電力供給事業者が利

用できるようにしなければならない。

- (4) 電力購入機関とは、製造業企業の、一又は複数の受電点で配電事業者の系統に接続された同一構内で隣接しているすべての電力関連施設をいう。
- (5) 第1項から第4号までの規定は、製造業企業の独立した部門に準用する。

#### 第42条 鉄道会社

鉄道会社に対しては、次の各号の規定を基準として、第41条第1項第1号及び第3号並びに第2項、第2a項及び第3項の規定を準用する。

1. 鉄道輸送における運送事業に直接消費される電力量が考慮されなければならない。
2. 鉄道会社とは、電力消費量100ギガワット時未満の企業をいう。
3. 電力購入機関とは、鉄道会社が行う鉄道輸送における運送事業のために電力を消費する機関の総体をいう。

#### 第43条 申立期間及び決定の効果

- (1) 第41条及び第42条の規定と関連する第40条第1項の規定による申立ては、完成した申立て資料を含め、当該年の6月30日までに行わなければならない(除斥期間)。決定は、申立人、電力供給事業者及び恒常的責任を負う送電系統運用者に対して効力を有する。当該決定は、翌年の1月1日から1年間有効とする。従前の決定により発生している効果は、第41条第1項第2号及び第3項の規定による総付加価値に対する電力費用の割合の算出に際しては考慮しない。
- (2) 第41条第2a項にいう新規設立企業は、本条第1項第1文の規定にかかわらず当該年の9月30日まで申立てを行うことができる。
- (3) 関係する電力購入機関において恒常的責任を負う送電系統運用者の、関係の電力供給

事業者に対する第37条の規定による請求は、連邦経済・輸出管理庁の決定に従って制限される。送電系統運用者は、この制限を、第36条が規定する範囲内において考慮しなければならない。

#### 第44条 情報提供義務

第40条の規定に基づき行われる決定によって利益を受ける者は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省及び同省の受託者に対して、その求めにより、第40条第1項第2文に規定する目標達成の成否の判断に必要なすべての事実に関する情報を提供しなければならない。経営上及び業務上の秘密は保護される。

### 第5部 透明性

#### 第1章 報告及び公表義務

#### 第45条 原則

施設管理運営者、配電事業者及び電力供給事業者は、第34条から第39条までの規定による連邦全域での調整のために各々必要なデータ、特に第46条から第50条に規定するものを、遅滞なく相互に使用させる義務を負う。第38条の規定を準用する。第64条第1項第1文第9号の規定により備えることを要する施設登録簿に登載され、公開されるデータは、当該データの公表の時点以降は、第45条から第50条までの規定に従って提供することはできない。

#### 第46条 施設管理運営者

施設管理運営者は、配電事業者に対して、次に掲げることを行う義務を負う。

1. 施設の所在地及び出力並びに第33条第2項の規定による電力量を報告すること。
2. 第27条第1項の規定によるバイオマス施

設においては、第27条第3項第2号及び第4項第2号の規定による使用燃料並びに第27条第4項第1号及び第3号の規定による使用された技術に関する事項を報告すること。

3. 各年の2月28日までに、前年の最終通算のために必要なデータを提供すること。

#### 第47条 配電事業者

(1) 送電系統運用者でない配電事業者は、次に掲げる義務を負う。

1. 第46条の規定により施設管理運営者から受けた報告事項、実際に支払われた補償額、及び連邦全体における調整のために必要なその他の事項を、それらが提供可能となった後、遅滞なく、上位の送電系統運用者に対して取りまとめて報告すること。

2. 各年の5月31日までに、送電系統運用者がそのインターネットサイトで提供する書式例を用いて、電子形態で前年の最終通算を、個々の施設ごとに及び一括して提出すること。第19条第2項及び第3項の規定を準用する。

(2) 第1項の規定により調整すべきエネルギー量及び補償支払額の算出のため、次の各号に掲げる事項を特に必須のものとする。

1. 当該施設が連系している電圧レベルの報告
2. 第35条第2項の規定により支払いを要しなかった系統利用の対価の額
3. 配電事業者が下位の系統から買い取ったエネルギー量の規模に関する報告
4. 配電事業者が第3号の規定によるエネルギー量を最終消費者、配電事業者若しくは電力供給事業者に対して引き渡し、又はこれを自ら消費した規模に関する報告

#### 第48条 送電系統運用者

(1) 送電系統運用者に対しては、第47条第1項

の規定による報告事項及び最終通算を、第8条第2項の規定により直接又は間接に当該送電系統運用者の系統に連系している施設のために、当該送電系統運用者のインターネットサイトにおいて公表しなければならないとの基準の下に、第47条の規定を準用する。

(2) 送電系統運用者は、前項の義務に加え、次に掲げる義務を負う。

1. 自己が恒常的に責任を負う電力供給事業者に対し、実際に行われた補償の支払いに基づき買い取られ、かつ、第37条3項の規定により補償がなされなければならないエネルギー量を、報告が可能となった後、遅滞なく報告すること。

2. 自己が恒常的に責任を負う電力供給事業者に対し、各年の7月31日までに前年の最終通算を提出すること。第47条第2項の規定を準用する。

#### 第49条 電力供給事業者

電力供給事業者は、自己に対して恒常的に責任を負う送電系統運用者に対し、遅滞なく、最終消費者に供給されたエネルギー量を電子的に報告し、5月31日までに前年の最終通算を提出する義務を負う。

#### 第50条 証明書の交付

配電事業者及び電力供給事業者は、第47条第1項第2号、第48条及び第49条の規定による最終通算の提出に際して、当該最終通算が公認会計士又は宣誓した会計士による証明を受けることを求めることができる。

#### 第51条 連邦系統監督庁の情報

(1) 配電事業者は、第46条の規定により施設管理運営者から受けた報告事項、第47条第1項第2号及び第48条第2項第2号の規定による報告事項を、その審査に必要なデータを含



め、各々の期間の満了までに、連邦系統監督庁に対して電子形態で提出する義務を負う。電力供給事業者については、当該事業者第54条第1項を基準として、各々の場合に基礎とすべき1キロワット時当たりの電力購入費用に応じて、差額費用を通算する限りにおいて、第49条の規定による報告事項に関して当該義務を負う。

- (2) 再生可能エネルギーから生産された電力に対して、この法律の規定による補償を請求せず、当該電力を第三者に譲渡する施設管理運営者は、5月31日までに当該電力の量を連邦系統監督庁に対して電子形態で報告する義務を負う。
- (3) 連邦系統監督庁が書式例を用意する場合には、配電事業者、電力供給事業者及び施設管理運営者は、データを当該形式で伝達する義務を負う。電力購入経費を除く第1項及び第2項の規定によるデータは、連邦ネットワーク庁によって連邦環境・自然保護・原子炉安全省及び連邦経済・技術省に対して、統計上の目的、法律の評価及び第65条の規定による報告のために提供される。

## 第52条 一般公衆の情報

- (1) 配電事業者及び電力供給事業者は、自己のインターネットサイトにおいて、次に掲げる事項を公表し、翌年の終わりまでこれを継続する義務を負う。第48条第1項の規定は影響を受けない。
  1. 第45条から第49条までの規定による事項を、その伝達後遅滞なく
  2. 第45条から第49条までの規定により配電事業者及び電力供給事業者によって報告されたデータの確認に関する報告書を各年の10月1日以後遅滞なく
- (2) 当該事項及び報告書は、専門知識を有する第三者が、新たな情報を加えることなく調整

されたエネルギー量及び補償支払額を十全に確認できるようにするものでなければならない。

## 第2章 差額費用

### 第53条 公示

- (1) 電力を最終消費者に供給する電力供給事業者は、第37条第3項の規定により各々の時点で観察される通算期間に予想される1キロワット時当たりの補償額と電力購入価格との差額(差額費用)を第三者に対して公示する権利を有する。
- (2) 差額費用の公示に際しては、何キロワット時の再生可能エネルギー及び坑内ガスから生産された電力が差額費用の算定の基礎とされたかを明確かつ読みやすい文字で表示しなければならない。差額費用の算定は、新たな情報を加えることなく確認できるよう説明しなければならない。
- (3) 系統利用の対価支払いの際に評価することのできる費用を差額費用として公示することはできない。

### 第54条 通算

- (1) 差額費用を公示するすべての電力供給事業者は、最終消費者に対して前年分の差額費用を遅くとも翌年の11月30日までに通算しなければならない。その際、実際の電力購入価格を基礎としなければならない。第53条第2項の規定を準用する。
- (2) 第1項第1文の規定にかかわらず、第37条第3項に規定により支払われた補償額と、ライブツィヒの欧州エネルギー取引株式会社<sup>(原注3)</sup>における、通算のために基準となる暦年の将来の平均的な加重されない価格との差額も基礎とすることができる。この場合において、対象となる年の前々年の10月1日と、前年の9月30日の間の取引期間を基準とする。

- (3) 自己の顧客に対して、予想される差額費用を公示した電力供給事業者は、過大に計算された実際の差額費用を償還する義務を負う。通算の正確性に関する立証の負担は、電力供給事業者が負うものとする。

### 第3章 出所証明書及び重複販売の禁止

#### 第55条 出所証明書

- (1) 施設管理運営者は、環境鑑定士に、再生可能エネルギーから生産された電力の出所証明書を発行させることができる。
- (2) 出所証明書は、次の各号に規定する事項を含んでいなければならない。
1. 電力の生産に使用されたエネルギーの種類及びその基本的な構成比率で、2006年11月20日の理事会指令2006/108/EC (EU官報L363号414頁)により最終改正された、再生可能エネルギー源からの電力生産を支援するための2001年9月27日の欧州議会及び理事会の指令2001/77/EC (EC官報L283号33頁)にいう、再生可能エネルギーから生産された電力の割合が明らかにされているもの
  2. バイオマスの使用に際しては、第64条第1項第1文第2号の規定による法規命令にいうバイオマスが専ら用いられている範囲
  3. 施設管理運営者の名称及び所在
  4. 当該施設において生産された電力量、当該電力が生産された期間、及び第16条から第33条までの規定により電力が補償を受けた範囲
  5. 当該施設の所在地、出力及び稼動開始の時点
- (3) 出所証明書は、第2項の規定による必要事項が完全に記載されている場合にのみ、利用することを許される。
- (4) 欧州共同体の他の構成国における施設に

おいて再生可能エネルギーから生産された電力に関する出所証明書であって、指令2001/77/EC第5条第2項の規定に従って発行されたものは、当該指令第5条第3項に掲げる事項の証明とみなす。

#### 第56条 重複販売の禁止

- (1) 再生可能エネルギー又は坑内ガスから生産された電力、ガス系統に供給された廃棄物ガス又は汚泥ガス並びにバイオマスから生産されたガスを、繰り返し販売し、他の方法により引き渡し、又は第34条若しくは第36条第4項の規定に違反して第三者に譲渡することは許されない。
- (2) 再生可能エネルギー又は坑内ガスから生産された電力に対する法律上の補償を請求する施設管理運営者が、当該電力についての証明書を他人に譲渡することは許されない。施設管理運営者が、再生可能エネルギー又は坑内ガスから生産された電力の証明書を他人に譲渡した場合には、当該証明書が証明する電力について、法律上の補償を請求することは許されない。
- (3) 2007年8月7日の法律(連邦法律公報第I部1788頁)第3条により最終改正された2005年9月22日のプロジェクト・メカニズム法(連邦法律公報第I部2826頁)の現時点で施行されている法文による共通のプロジェクト実施の枠組において、施設の排出量削減のため排出量削減単位を生産することができる限りにおいて、当該施設によって生産された電力に対して、第16条から第33条までの規定により補償を行うことは許されない。

### 第6部 権利の保護及び行政庁の手続

#### 第57条 紛争処理機関

この法律の紛争及び適用問題を処理するた

めに、連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、紛争処理機関を設置することができる。

#### 第58条 消費者保護

不正競争防止法第8条から第14条の規定は、第16条から第33条までの規定に対する違反に対して準用する。

#### 第59条 暫定的権利保護

- (1) 施設管理運営者の申立てにより、本案訴訟を管轄する裁判所は、事案ごとの状況を考慮し、仮処分により、第5条、第8条、第9条及び第16条に規定する請求権の債務者が、情報を提供し、施設を暫定的に連系し、自己の系統を遅滞なく最適化、強化又は拡充し、電力を買い取り、及び当該電力に対し、衡平かつ正当とみなされる額での割賦の方法により支払いを行うことを定めることができる。
- (2) 民事訴訟法第935条及び第940条に規定する要件が存在しない場合にも、仮処分をすることができる。

#### 第60条 海水路の利用

施設管理運営者が第16条の規定による補償金請求権を有する限りにおいて、当該施設管理運営者は、施設の運営のため、ドイツの排他的経済水域又は沿岸海域を無償で利用することができる。

#### 第61条 連邦系統監督庁の任務

- (1) 連邦系統監督庁は、次に掲げる事項について監視を行うことを任務とする。
  1. 電力供給事業者に対して、支払いを要しなかった系統の対価を除いた、第35条の規定により支払われる補償額のみが算定されること。
  2. データが第51条の規定により提出され、第52条の規定により公表されること。

3. 差額費用に対して、第53条及び第54条の規定を基準としてのみ公示が行われること。連邦系統監督庁は、この法律の評価及び実績報告の作成にあたり、連邦環境・自然保護・原子炉安全省を支援するものとする。

- (2) 第1項の規定による任務の遂行については、エネルギー経済法第8部の規定を準用する。ただし、同法第69条第1項第2文、同条第10項、第91条、第92条、及び第95条から第101条までの規定、並びに同法第8部第6章の規定についてはこの限りでない。
- (3) 第2項の規定による連邦系統監督庁の決定は、裁決部 (Beschlusskammer) が行う。エネルギー経済法第59条第1項第2文及び第3文、第2項並びに第3項、並びに第60条の規定を準用する。
- (4) 連邦系統監督庁は、職務執行のための費用 (料金及び立替金) をエネルギー経済法第65条の規定と関連する本条第2項及び第3項の規定により徴収する。連邦経済・技術省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令によって料金額を定める権限を与えられる。

#### 第62条 過料規定

- (1) 故意又は過失によって次に掲げる行為を行う者は、秩序違反を犯すものとする。
  1. 第56条第1項の規定に違反して、電気又はガスを重複して販売し、その他の方法で引き渡し、又は第34条若しくは第36条第4項の規定に違反して第三者に譲渡すること。
  2. エネルギー経済法第65条第1項若しくは第2項又は第69条第7項第1文若しくは第8項第1文と関連する第64条第1項の規定による執行可能な命令に違反すること。
- (2) 秩序違反に対しては、10万ユーロ以下の過料を課すことができる。
- (3) 秩序違反に関する法律第36条第1項第1号にいう行政官庁とは、連邦系統監督庁である。

## 第63条 専門的監督

連邦官庁がこの法律の規定による任務を遂行する限りにおいて、当該官庁は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省の専門的監督に服するものとする。ただし、連邦系統監督庁に関する専門的監督についてはこの限りでない。

## 第7部 命令への委任、実績報告、経過規定

### 第64条 命令への委任

(1) 連邦政府は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、次の各号に掲げる事項について規定を設ける権限を与えられる。

1. 系統の統合 (Netzintegration) の改善のため、及び標識灯の設置のため、第6条第2号、第29条第2項第4文及び第66条第1項第6号の規定により風力発電施設に必要とされる要件 (システムサービス・ボーナス)。第1文の規定による命令は、その実施が経済的に期待可能である限りにおいて、特に次に掲げる要件を含むものとする。

a) 第29条第2項第4文の規定による施設について、

- 誤りが生じた場合における施設の活動に関する要件
- 電圧の維持及び無効電力の準備に関する要件
- 周波数の維持に関する要件
- 証明手続に関する要件
- 供給の再建に関する要件
- 既存のウィンドパークの拡張に際しての要件

b) 第66条第1項第6号の規定による施設について、

- 誤りが生じた場合における施設の活動に関する要件
- 周波数の維持に関する要件
- 証明手続に関する要件

- 供給の再建に関する要件
- 既存のウィンドパークにおける旧式施設の増強に際しての要件

2. 第27条の適用範囲において、バイオマスと認められる燃料、電力生産に適用することが許される手続、及びその際遵守すべき環境面の要件

3. 附則1を補充し、ガス系統の利用の技術的及び法的条件並びにガス系統から取得したガスを廃棄物ガス、汚泥ガス及びバイオガスとして承認することを含め、技術の最新の水準にある革新的テクノロジーのみがボーナスを受けることができることを保障するため、テクノロジー・ボーナスに対する請求権が成立し、又は成立しない手続又は技術について定めること。

4. 附則3及び4を補充し、許容される熱利用又は許容されない熱利用について定めること。

5. 附則5における定義を補充し、基準生産量の調査及び適用について定めること。

6. 再生可能エネルギーから生産した電力をよりよく統合するため、特に次に掲げる事項について定めること。

a) 特に再生可能エネルギーから生産された電力の安定化、需要に見合った供給並びに系統及び市場への統合のための財政的支援。その請求権の要件、実施及び算定方式を含む。

b) 通常のエネルギー市場への参加の要件

7. 第45条から第52条までの規定を補充して、連邦全体での調整を実施可能なものとするのに必要な限りにおける、提供されるべきデータの種類及び選別について定めること。

8. 技術的安全性及びシステムの安定性を確保するため施設に求められる技術的要件について定めること。

9. 透明性の一層の向上及び連邦全体での調整メカニズムの単純化のため、特に以下の

事項について定めること。

- a) 施設を登録すべき公的な登録簿（施設登録簿）
- b) 施設登録簿の調製、伝達しなければならない情報、伝達を義務づけられた者
- c) データ保護のための規定、料金の徴収、料金支払義務の発生する職務行為及び料金率

第1文第2号、第5号及び第6号<sup>(訳注7)</sup>の規定による法規命令は、ドイツ連邦議会の同意を必要とする。

(2) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦食糧・農業・消費者保護省の同意を得て、ドイツ連邦議会の同意を要し、かつ連邦参議院の同意を要しない法規命令により、次の各号に掲げる事項について規定を設ける権限を与えられる。

1. バイオマスから生産された電力に対する請求権が次の事項が証明されるときにのみ成立すること。
  - a) 使用されたバイオマスの栽培に際して、農林経済上の土地の持続可能な経営に対する、及び自然的生活空間の保護のための一定の要件が尊重されたこと。
  - b) 使用されたバイオマスからの電力生産に際して、一定の温室効果ガスの削減が達成されること。

証明されるべき事項には、a及びbにいう要件、bにいう温室効果ガスの削減及び調査のための準則、並びに必要な証拠を含む。

2. 附則2を補充して、次世代原料とみなされる燃料若しくはそのようなものとみなされない燃料、又はその標準的バイオガス生産を含め、純粋に植物性の副産物とみなされる燃料について定めること。

(3) 連邦政府は、連邦全体における調整機構の一層の発展のため、ドイツ連邦議会の同意を要し、かつ連邦参議院の同意を要しない法規命令であって、特に次の各号に掲げる内容を

含むものを制定する権限を与えられる。

1. 送電系統運用者が、第36条第4項の規定による電力を自己の系統に接続する電力供給事業者に対して提供する義務を免除されること。
2. 送電系統運用者が、電力を効率的に市場に提供する義務を負うこと。
3. 送電系統運用者が、特に購入対価の精算のために、共通の透明性を有する再生可能エネルギー法口座を運用する義務を負うこと。
4. 電力を最終消費者に供給する電力供給事業者が、第37条第1項第1文に規定する電力を按分して買い取り、かつ補償する義務を免除されること。
5. 送電系統運用者が、次の暦年における再生可能エネルギー及び坑内ガスから生産される電力の予測量、予測される費用及び収益に基づき、次の暦年の再生可能エネルギー口座の残高を算定の上、共同して、連邦全土で統一的な再生可能エネルギー法賦課金を確定し、公表する義務を負うこと。
6. 電力を最終消費者に供給する電力供給事業者が、それぞれの時点で基準となる再生可能エネルギー法賦課金を支払う義務を負うこと。その場合に分割払いで行うこと。
7. 送電系統運用者の任務の第三者への移転。そのために実施すべき手続であって送電系統運用者により、連邦全体での調整の中で行われたサービス又は再生可能エネルギーによる電力量の入札を含むものための規定、補償金の支払い及び業務費用を財政的支援によって補償する可能性を含む、販売のための規定、販売の監視、販売の要件、公表義務及び透明性の義務を含む再生可能エネルギー法賦課金の口座運用及び確定、連邦環境・自然保護・原子炉安全省及び連邦経済・技術省の同意を得て、対応する決定を行う権限を連邦系統監督庁に授権

することを含み財政的調整のための期間及び経過規定。

8. 電力集約的企業及び鉄道会社のための特別の調整規定、事後的修正可能性に関する規定、連邦系統監督庁の権限、報告義務及び公表義務、並びに差額費用に関する規定を、直接購入の諸規定に必要な範囲で適合させ、並びに、さらに発展した調整メカニズムに合わせて変更すること。

### 第65条 実績報告

連邦政府は、この法律の評価を行い、ドイツ連邦議会に対して2011年12月31日までに及びその後4年ごとに実績報告書を提出するものとする。

### 第66条 経過規定

- (1) 2008年12月31日以前に稼動を開始した施設によって生産された電力に対しては、第6条、第20条第2項、第21条第2項、第23条第1項及び第3項、第24条から第26条第1項、第27条、第28条第1項、第29条第1項及び第2項、第30条、第32条、第33条並びに附則1及び3の規定に代えて、2008年12月31日において効力を有する法文における2004年7月21日の再生可能エネルギー法(連邦法律公報第I部1918頁)の規定を次の各号を基準として適用する。

1. 第6条第1号の技術上及び運営上の指示を2011年1月1日以降遵守しなければならない。
2. バイオマス施設によって生産された電力については、第27条第1項第1号及び第2項の規定を適用する。附則2の中では、次に掲げる規定は適用しない。
  - a) 1.2号、1.4号
  - b) 2007年12月13日の法律(連邦法律公報第I部2897頁)第7条によって最終改正された、連邦法律公報第III部整理番号

612-7号公開改訂版の蒸留酒独占に関する法律第25条にいう農業上の蒸留酒製造所において生じた残滓であって、それについて蒸留酒独占に関する法律第25条第2項第3号又は第3項第3号の規定による他のいかなる利用義務も生じないものを対象とする限りでIV.8号

3. 2009年1月1日以後初めて附則3の基準に従って熱電併給によって生産された電力に対しては、補償額を1キロワット時につき3.0セント引き上げる(熱電併給ボーナス)。第20条第1項、第2項第5号及び第3項の規定を準用する。その他のバイオマス施設によって生産された電力であって、附則3の基準に従って熱電併給によって生産されたものについては、出力500キロワット以下について補償額を1キロワット時につき3.0セント引き上げる。
4. 第64条第1項第1文第2号の規定により制定されたバイオマス令にいうバイオマスから生産された電力についての補償請求権は、当該施設の管理運営者が、使用されている素材の種類、量及び単位、出所並びに一単位当たりの低位の発熱量に関する証明文書を付した使用原料日誌により、どのバイオマスが用いられているかを証明する場合には、バイオマス令にいうバイオマスと共にその他のバイオマスを使用する施設についても成立する。
- 4a. バイオマスの嫌気性発酵によって取得したガス(バイオガス)を使用するバイオマス施設によって生産された電力については、大気の清浄性維持のための技術的手順の排出量最小化要件に合致するホルムアルデヒドの限界値が遵守され、かつこのことが所轄官庁の証明書によって証明される場合には、出力500キロワットまでの補償額を1キロワット時につき1.0セント引き

上げる。ただし、第27条第2項にいうガス系統から取得したガスを使用する施設はこの限りでない。

5. 設定出力が20メガワットを超える施設であって、次に掲げる要件をすべて満たすものにおいて取得される電力については、当該施設において生産された電力と、その生成に際して黒液が発生するセルロースの生産のために使用された電力との差分について、20メガワットを超える出力部分についても、最低補償額請求権が成立する。
  - a) 低位の発熱量の少なくとも75%について黒液を使用すること。
  - b) 熱電併給法第3条第4項にいう、電力生産に対する熱電併給の割合が、70%以上に達していること。
  - c) 完全操業時間が年間5000時間以上であること。
  - d) 2004年7月31日以前に稼動を開始したこと。

補償額は、1キロワット時につき7.0セントとする。第1文の規定による補償額のほか、当該施設に対する温室効果ガス・排出量取引法による権利の配分は、することができない。すでに行われた当該施設に対する配分の決定は、将来に向かって撤回しなければならない。第1文aからc及び補償がなされるべき電力量の要件は、毎年、配電事業者に対して、環境鑑定士による証明書の提出によって証明しなければならない。第1文bの規定による証明は、承認された技術規則に一致しなければならない。地域熱供給協会により編集された調査資料FW308「熱電併給施設の証明—熱電併給電力調査」の最新版によって鑑定が行われる場合には、技術規則の遵守は推定される。

6. 2002年1月1日以後、2008年12月31日以前に稼動を開始した風力発電施設によって

生産された電力に対する補償額は、当該施設が2010年12月31日以前に設備増強の結果、第64条第1項第1文第1号の規定による命令の要件を初めて遵守するに至った直後の5年間について、1キロワット時につき0.7セント引き上げる(システムサービス・ボーナス)。

- (2) 第64条第1項第1文第2号の規定による法規命令が制定されるまでの間は、この法律において当該法規命令を指示している箇所については、各々の時点で効力を有する法文における、2005年8月9日の命令(連邦法律公報第I部2419頁)によって改正された2001年6月21日のバイオマス令(連邦法律公報第I部1234頁)をもってこれに代える。
- (3) この法律は、ドイツ連邦共和国又は州が25%超を所有する施設であって、2004年7月31日以前に稼動を開始したものには適用しない。

附則1 テクノロジー・ボーナス

[略]

附則2 次世代原料からの電力に対するボーナス

[略]

附則3 熱電併給ボーナス

[略]

附則4 熱利用ボーナス

[略]

附則5 基準生産量

[略]

原注

- (1) 公式参考文献。連邦遠洋航海・水理庁(郵便番号20359、ハンブルク市)で入手可能。
- (2) 公式参考文献。連邦統計庁(郵便番号65180、ヴィースバーデン市)で入手可能。
- (3) 公式参考文献。インターネット [www.eex.com](http://www.eex.com) でアクセス可能。

## 訳注

(1) 原法文では、第1項第1文は、第3号の終わりまでである。

(2) 第18条第1項に規定する補償額の計算方法は、次のとおりである。

(例) 出力2.5メガワット時(2,500キロワット時)のバイオマス発電施設(第27条第1項)が1キロワット時につき受ける補償額

150キロワット時までの出力区分の比率＝

$6\%(150/2,500)$

150「時超500キロワット時以下の出力区分の比率＝

$14\%(350/2,500)$

500キロワット時超2.5メガワット時以下の出力区分

の比率＝ $80\%(2,000/2,500)$

各出力区分についての境界値(第27条第1項)に上記各区分の比率を乗じて、

150キロワット時までの出力区分について  $11.67\text{セント} \times 0.06 \dots \textcircled{1}$

150キロワット時超500キロワット時以下の出力区分について

$9.18\text{セント} \times 0.14 \dots \textcircled{2}$

500キロワット時超2.5メガワット時以下の出力区分

について

$8.25\text{セント} \times 0.8 \dots \textcircled{3}$

$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}$  1キロワット時につき8.59セント

(出典)

Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, Übersicht über die EEG-Vergütungsregelungen für 2009 gemäß Bundestagsbeschluss zum EEG Vergütung ct/kWh, 12. Mai 2009, S.4の事例を簡略化して訳者作成

(3) 原法文では、第2a項第1文は、b)cc)の終わりまでである。

(4) 原法文では、第2項第1文は、第2号の終わりまでである。

(5) 原法文では、第2項第2文は、「第1文の規定による補償請求権は、当該現代化が完了した年を含めて20年間存続する。」との箇所である。

(6) 原法文では、第1文第2号は、第2号途中の「証明される場合。」までであり、第2文は、これに続く「エコロジー的状态の」から「e) 水辺の構造」までである。

(7) 原法文では、第1文は、第9号の終わりまでである。

(やまぐち かずと・海外立法情報課)